

「地方公営企業会計制度等研究会」報告書

参考資料一覧

【参考資料】

1. これまでの研究会における論点整理の状況
2. 補助金等により償却資産を取得した場合の会計処理
3. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等に係る経過措置
4. 人事異動があった場合の退職給付引当金の処理
5. 現行の法定積立制度と自己資本の造成
6. 地方公営企業法の適用を受ける場合の施設の耐用年数
7. 地方公営企業の資本構成（平成 20 年度）
8. 地方公営企業法第 32 条、第 32 条の 2 及び第 39 条の 2 の改正
9. 公営企業概念図
10. 公営企業における会計処理の現状についての調査結果

これまでの研究会における論点整理の状況

論点	現行の公営企業会計の取扱い	＜平成13年3月報告書＞ 『地方公営企業会計制度に関する報告書』(21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会)	＜平成17年3月報告書＞ 『地方公営企業会計制度研究会＜報告書＞』(地方公営企業会計制度研究会)
借入資本金	<p>制度あり（令15条1項、25条1項/3項）</p> <p>※ 建設又は改良等の目的のため発行した企業債、同様の目的で他会計から借り入れた長期借入金に相当する金額を自己資本金と同様に資本金として整理。</p>	<p>従来の決算書との継続性の確保等に十分留意しつつ、企業会計制度と同様に、「借入資本金」を「負債」に位置づける必要があると考える。</p>	<p>①借入資本金の負債への計上を義務づける。</p> <p>②負債計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当である。</p> <p>なお、借入資本金に係る元利償還金のうち後年度一般会計が負担すべき項目又はその額に係る貸借対照表における「注記」について、引き続き、検討することが適当である。</p>
資本制度のあり方（資本剰余金等）	<p>＜減債積立金及び利益積立金＞ 制度あり</p> <p>毎事業年度利益を生じた場合においては、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1以上の金額を①減債積立金、又は②利益積立金に積みたてなければならない。</p> <p>また、減債積立金は企業債の償還に充てる場合のほか使用できず、利益積立金は欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。</p> <p>＜組入資本金＞ 制度あり</p> <p>次のア～ウの額を、自己資本金に組入なければならない（令25条）。</p> <p>ア 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合に、その使用した減債積立金に相当する額、</p> <p>イ 任意の積立金である建設改良目的積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合に、その使用した建設改良目的積立金に相当する額、</p> <p>ウ 任意の積立金を使用して他会計からの長期借入金を償還した場合に、その使用した積立金に相当する額</p>	<p>—</p>	<p>資本制度については、引き続き、そのあり方について検討する。なお、その際、以下の考え方について検討する必要がある。</p> <p>＜考え方＞</p> <p>①各地方公営企業において、「経営方針」を策定し、決定する。</p> <p>②想定される「経営方針」を下に、「経営モデル」を提示する。</p> <p>※ 経営方針の選択を可能とするための経営モデルの制度設計・所要の見直しを行う。</p> <p>③「経営方針」に沿った企業経営がされているかを明らかにする観点から、経営責任を明確にし、その評価を行う。</p> <p>※ 経営モデルに応じ、資本造成について整理。</p> <p>[積立金] （資本造成型…更新財源等を自前で確保）義務付け （資本維持型…一般会計からの支援を前提に運営）任意</p> <p>[組入資本金] （資本造成型）組入資本金に計上 （資本維持型）資本剰余金に計上</p>

(減資)	<p>制度なし 減資の規定は設けられていない。</p>	—	<p>(資本造成型) 原則、減資は不可とする。 例外として、有償減資のうち現物資産の処分に係るものに限り、可能とする。 (資本維持型) 減資は、可能とする。 有償減資のほか、無償減資の場合も可能とする。 ※「有償減資」とは、出資者に出資相当の現物資産又は現金を納付(返還)することによる減資をいう。</p>
<p>補助金等の会計処理</p> <p>減価償却に係るみなし償却</p>	<p>規定なし</p> <p>制度あり (圧縮記帳については規定なし)</p> <p>※ みなし償却制度・・・地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額という。)を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる制度(規則8条4項及び9条3項)。</p>	<p>建設補助金等の性格が「資本助成の意味をもつ建設補助金等」又は「料金助成の意味を持つ建設補助金等」のいずれに該当するかを明らかにし、その趣旨に沿った会計上の取扱いとすることが必要である。</p> <p>(1) 資本助成の意味をもつ建設補助金等の取扱い 将来の再投資時に所要の財源を確実に留保する必要があるため、当該補助金等相当額について「みなし償却」を行うことは適当でないと考えられる。</p> <p>(2) 料金助成の意味を持つ建設補助金等の取扱い ア 建設時に一括して交付される建設補助金等 原則として資本剰余金と位置づけた上で「みなし償却制度」により対応することが適当である。 イ 債務負担行為等に基づき分割して交付される建設補助金等 資本剰余金として整理した上で原則として「みなし償却制度」により対応することが適当である。 ウ 企業債の償還元金に対する一般会計補助金等 当該補助金等の趣旨が料金部分に対する補助等であることが明確なものである場合には、損益勘定上の費用に対する補助金等として収益に計上することを検討すべきである。</p>	<p>—</p> <p>①補助金等については、引き続き、みなし償却制度を選択することを可能とするか否かについて、検討する。 ②みなし償却制度を存続する場合、「行政サービス実施コスト計算書」等他の書類で、当該年度に発生した減価償却費を含む全てのコストとその財源構成(料金か補助金等か、又はその割合は如何ほどか)を明示することとするか否かについて、検討する。</p>
行政サービス実施コスト計算書	<p>制度なし</p> <p>※ 行政サービス実施コスト・・・公営企業の業務に関して、住民等の負担に着せられるコスト(当期時点でコストが発生しているもので、将来的には料金による回収が予定されているが未だ受益者により負担されていないものを含む。)をいう。＜一般会計等からの補助、繰越欠損金等が該当＞</p>	<p>行政評価手法の検討と併せて、公営企業会計においても、独立行政法人会計における行政サービス実施コスト計算書や財投機関における政策コスト分析などを導入し、事業に係るコストを今以上に明らかにしていく工夫をすることが必要ではないか。</p> <p>なお、行政サービス実施コスト計算書の作成にあたっての建設補助金等の取扱いについては、その作成目的等を踏まえ検討を行う必要がある。</p>	<p>①行政サービス実施コスト計算書は、各公営企業の判断により作成するものとする。 ②比較可能性の点から、同計算書を作成する場合の指針を示す。(特に、当該年度に発生した全てのコストとその財源構成(料金か補助金等か、又はその割合は如何ほどか)が明示される内容とする。) なお、みなし償却制度を存続しないとした場合には、損益計算書で必要な情報は、十分把握可能となるものである。</p>

<p>キャッシュ・フロー計算書</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 資金予算表及び資金計画書の作成を義務付けている。</p>	<p>企業会計及び独立行政法人会計において導入することとされたキャッシュ・フロー計算書は、現状の財務諸表では表されていない、資本的収支における補てん財源や運転資金である内部留保資金などのキャッシュ・フローの流れを把握することができるため、その作成の意義は大きく、地方公営企業においてもキャッシュ・フロー計算書を導入すべきと考える。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書は、各公営企業の判断により作成するものとするが、作成の動向を踏まえ、義務づけについて検討する。</p> <p>ただし、小規模な企業等については、新たな事務の発生に係る負担に配慮し、義務づけないこととするか検討する。</p> <p>なお、いずれの場合も、比較可能性の点から、同計算書を作成する場合の指針を示す。</p>
<p>退職給付引当金</p>	<p>義務づけなし</p> <p>※ 定科目表の上では、負債性引当金として固定負債に退職給与引当金の計上が表示されているが、義務づけの規定はない。(ア、イの回答例がある。)</p> <p>ア 退職給与引当金は、原則的には累積欠損金の有無及び単年度の損益に関係なく、毎年度一定基準により引き当てを行うべきである(質疑応答)。</p> <p>イ 引当金の計上によって不良債務が発生又は増加することが予想される場合にあっては、引き当てを行わないのが適当である。(行政実例)</p>	<p>—</p>	<p>退職給付引当金を計上することが適当とするが、今後、さらに地方公共団体の実態を踏まえ、そのあり方について検討する。</p> <p>なお、検討にあたっては、</p> <p>①激変緩和措置として、一定の経過措置を設けること(経過措置の期間については、今後の退職者の動向等を踏まえ設定)、</p> <p>②小規模企業等に配慮して、簡便法によることも可とすること。また、会計間での人事交流が頻繁である場合に、簡便な計上方法によることも可能とすることについて検討すること、</p> <p>が妥当である。</p>
<p>繰延勘定の見直し</p>	<p>繰延償却可能(令26条)</p> <p>※ 具体的には、災害損失、開発費、試験研究費、退職給与金(以上5年間繰り延べ可能)、企業債発行差金(当該企業債の償還期限内まで繰り延べ可能)、控除対象外消費税(20年間繰り延べ可能)である。</p>	<p>—</p>	<p>①企業会計原則、商法又は各事業法において、開発費、試験研究費等について繰延資産(勘定)への計上が認められていること等から、引き続き、現行の繰延勘定の計上項目は、残すものとする。</p> <p>②ただし、「研究開発費等に係る会計基準」を踏まえ、開発費及び試験研究費については、繰延勘定への計上を原則として認めない取扱いとする。(※注)また、退職給与金に係る繰延勘定への計上については、廃止の方向で検討することが適当である。</p> <p>※注 例外となる例：ガス事業における熱量変更に必要な経費等</p>
<p>時価評価</p>	<p>低価法義務づけなし</p> <p>※ 販売を目的として所有する土地については、時価が帳簿価額より低い場合には、時価をもって帳簿価額とすることができる。</p>	<p>時価評価会計は、資産を現在価値で評価することにより事業活動の実態を適切に財務諸表に反映させることが可能になるため、企業会計の動向等を十分勘案しつつ、可能な限り導入に向けて検討を行うべきである。</p>	<p>—</p>

減損会計	制度なし	—	—
リース取引	規定なし ※ 公営企業においては、「リース取引に係る会計基準」(H5.6.17 企業会計審議会)は適用されていない。	—	リース取引に係る会計基準を導入することについて、引き続き、検討する。
セグメント情報の開示	水系別、施設別に区分した経理の義務づけなし ※ 事業ごとに特別会計を設けて行うものとしていないととどまる。 ※ セグメント情報の開示が義務づけられていないが、水系別(水道事業)、施設別(病院事業)等に区分して経理すること(いわゆる区分経理)は、既に各地方公営企業の判断により行われていることが多い。	公営企業会計についても事業形態によっては、独立行政法人会計と同様にセグメント会計を設置し、情報公開すべきではないか。	セグメント情報の開示を行うことが適当とする。
法非適用企業への企業会計制度の導入	義務づけなし ※ 地方公共団体が経営する企業に、地方公営企業法の財務規定を適用することができる。(法2条3項)	地方公営企業法の適用については、資産評価の煩雑さが難点であることが従来から指摘されていることから、資産評価の簡素化の手法などについて十分な検討を行った上で、ガイドラインを各事業者に示すことが必要であるとともに、法の適用に当たっての十分な財政措置を講じるなど国が必要な支援を行っていく必要がある。また、場合により、経過措置を設けた上で、地方公営企業法の適用を義務づけることも検討すべきである。その際、対象事業や事業規模等の要件について、実情を踏まえ検討する必要がある。	—

地方独法会計と同様のフル償却

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

(計上なし)

貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
資産A 100億	長期借入金 50億
	長期前受金 50億

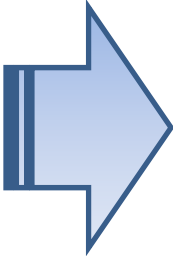
損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 10億

料金収入 5億
長期前受金戻入 5億

貸借対照表（X + 6年度）

●資産	●負債
(減価償却累計額 △60億)	(長期借入金償還 △30億)
残存価額0円まで減価償却	(長期前受金取崩 △30億) ※収益に振替
資産A 40億	長期借入金 20億
	長期前受金 20億



減価償却対象
100億

【論点】
特になし
(※補助金等を負債に計上することとなる。)

企業会計（圧縮記帳：積立金方式）

X年度期末に補助金50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入し、圧縮損相当額を利益処分により圧縮積立金として積み立てたと仮定。
 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

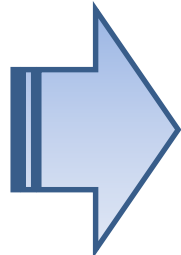
当期利益 50億円	補助金 50億
（利益処分により、圧縮積立金として整理）	

損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 10億	料金収入 5億
（当期損失5億発生）	

貸借対照表（購入時）

●資産	●負債・資本
資産A 100億	長期借入金 50億
	圧縮積立金 50億



貸借対照表（X + 6年度）

●資産	●負債・資本
(減価償却累計額 △60億) ↓ 残存価額0円まで減価償却 ↓ 資産A 40億	(長期借入金償還 △30億) ↓ ※圧縮積立金から繰越利益 剰余金に振り替えられた30億 にて欠損処理 ↓ 長期借入金 20億 ↓ 圧縮積立金 20億

減価償却対象
100億

- 【論点】**
- P L : 補助金等を受けた決算期に多額の収益を計上する一方で、翌年度以降は、損益が大幅に悪化する（赤字基調となる可能性）。
 - P L : 減価償却見合いの財源が確保されているにもかかわらず、損益計算上は明示されない。

企業会計（圧縮記帳：直接減額方式）

X年度期末に補助金50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入し、同時に圧縮損50億円を計上したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

固定資産圧縮損 50億

補助金 50億

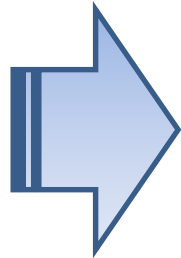
損益計算書（X + 6 年度）

減価償却費 5億

料金収入 5億

貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">圧縮</p> </div> <div style="background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>資産A 50億</p> </div>	<p>長期借入金 50億</p>



貸借対照表（X + 6 年度）

●資産	●負債
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">圧縮</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(減価償却累計額 △30億)</p> </div> <div style="background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>残存価額0円まで減価償却 資産A 20億</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(長期借入金償還 △30億)</p> </div> <p>長期借入金 20億</p>

減価償却対象
50億

【論点】

- PL : 補助金等の寄与度が明示されず、また、その多寡により、費用構造が異なってくるため団体間比較等に支障が生じる。
- BS : 資産の実態を適切に表示できない。

既取得財産に係る資本剰余金の移行処理の例① (みなし償却を行っていた場合の例)

※資本剰余金額：A 償却年数：N 経過年数：M 残存簿価10%
1年当たりの収益化額： $\alpha (= A \times 0.9 \times (1/N))$ の場合の例

◆移行処理年度の処理

- ① 資本剰余金 (A) を全額減額
- ② 固定資産を $\alpha \times M$ 減額
- ③ 残余 ($A - \alpha \times M$) を長期前受金に計上

◆◆移行処理以後の毎年の処理 (耐用年数の期間内の処理)

- ① 減価償却及び長期前受金戻入収益として α を計上 (補助金等に対応しない部分の固定資産については別途償却)
- ② 当該資産について耐用年数経過後は、償却可能限度額まで減価償却を行うこととし、長期前受金も順次収益化
- ③ 当該資産について償却可能限度額まで減価償却した後は、1円まで減価償却可能であり、その際にも、長期前受金を順次収益化
- ④ 対象資産の除却等があった場合は、対応する長期前受金も収益化

◆例：資本剰余金10億円,償却年数30年,経過年数10年,残存簿価10%の場合の移行処理 ($A=10, N=30, M=10, \alpha=0.3 (10 \times 0.9 \times 1/30)$)

貸借対照表 (移行前)

固定資産 10億	資本剰余金 10億 (A)
----------	------------------



貸借対照表 (移行後)

固定資産 7億	長期前受金 7億 ($A - \alpha \times M$)
---------	---------------------------------------

(減額分 $\Delta 3$ 億)
($\alpha \times M$)

↓

(振替に伴う減額分 $\Delta 3$ 億)

↓

既取得財産に係る資本剰余金の移行処理の例② (みなし償却を行っていない場合の例)

※資本剰余金額：A 償却年数：N 経過年数：M 残存簿価10%
1年当たりの収益化額： $\alpha (= A \times 0.9 \times (1/N))$ の場合の例

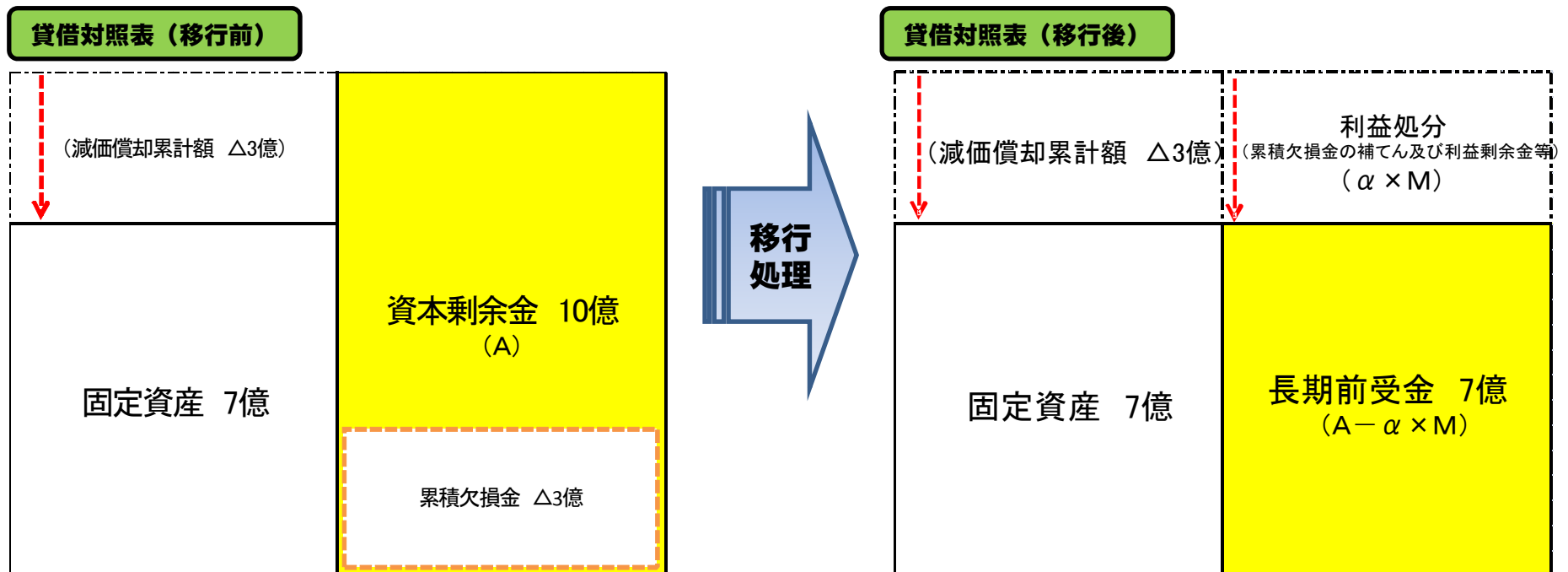
◆移行処理年度の処理

- ① 資本剰余金 (A) を全額減額
- ② $\alpha \times M$ を利益処分 (累積欠損金の補てん及び利益剰余金等)
- ③ 残余 ($A - \alpha \times M$) を長期前受金に計上

◆◆移行処理以後の毎年の処理 (耐用年数の期間内の処理)

- ① 減価償却及び長期前受金戻入収益として α を計上 (補助金等に対応しない部分の固定資産については別途償却)
- ② 当該資産について耐用年数経過後は、償却可能限度額まで減価償却を行うこととし、長期前受金も順次収益化
- ③ 当該資産について償却可能限度額まで減価償却した後は、1円まで減価償却可能であり、その際にも、長期前受金を順次収益化
- ④ 対象資産の除却等があった場合は、対応する長期前受金も収益化

◆例：資本剰余金10億円,償却年数30年,経過年数10年,残存簿価10%の場合の移行処理 ($A=10, N=30, M=10, \alpha=0.3 (10 \times 0.9 \times 1/30)$)



人事異動があった場合の退職給付引当金の処理

参考資料4

■ n年4月1日に、Eが公営企業から一般会計へ、Fが一般会計から公営企業へ異動と仮定。

	A	B	C	D	E	F
n-1年度	500	600	700	900	1,200	(1,000)
n年度	550	700	850	1,100		1,100

	A	B	C	D	E	F
公営企業負担 退職手当増加額	50	100	150	200	0	100

引当金総額(B/S)	
	3,900
(A)	4,300

費用計上(P/L)	
	600

(B) 3,700 (A+B+C+D+F)

400(引当)
200(一般会計等へ)

【ケース1】 各会計間で在職期間に応じて退職手当を負担するケース

- ・ n年度末に公営企業に在職する全職員をベースとして次の額を算定
 - ① n年度末日をもって退職した場合に支払うべき退職手当の額 : $A+B+C+D+F=4,300$ (A)
 - ② n-1年度末日をもって退職した場合に支払うべき退職手当の額 : $A+B+C+D+F=3,700$ (B)
- ・ n年度公営企業負担額
 - ① 引当金積立額 : (A) - 前年度末引当金総額(3,900)
 - ② 一般会計等への負担額 : 前年度末引当金総額(3,900) - (B)

【ケース2】 一般会計負担職員が明確になっているケース (※負担区分は設置条例に定める。)

(例えば、公営企業プロパー職員以外の職員を一般会計が負担する場合)

- ・ 公営企業負担職員のみ引当を実施。
(仮にA、B、Cが公営企業負担で、それ以外のD、E、Fが一般会計負担であれば、A、B、Cについて300引当。)
- ・ 貸借対照表に、一般会計負担部分については引当を行っていない旨を注記。

【ケース3】 一般会計で全額負担するケース (※負担区分は設置条例に定める。)

- ・ 引当は不要。
- ・ 貸借対照表に、一般会計負担のため引当を行っていない旨を注記。

現行の法定積立制度と自己資本の造成

参考資料5

- ◆ 毎事業年度利益を生じた場合、前年度から繰り越した欠損金があるときはその利益をもってその欠損金をうめる。
- ◆ 欠損金をうめてなお残額があるときは、残額の1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てる。
 - ・ 減債積立金の積立額が、企業債残高に達するまで、まず減債積立金を積み立てなければならない。(令24条①)
 - ・ 企業債を有しない又は減債積立金の積立額が企業債残高に達した場合、利益積立金として積み立てなければならない。(令24条②)
- ◆ 減債積立金、建設改良積立金、他会計借入金償還積立金(仮称)を通じて、利益により固定資産を取得した場合には当該利益の額を資本金に組み入れる。

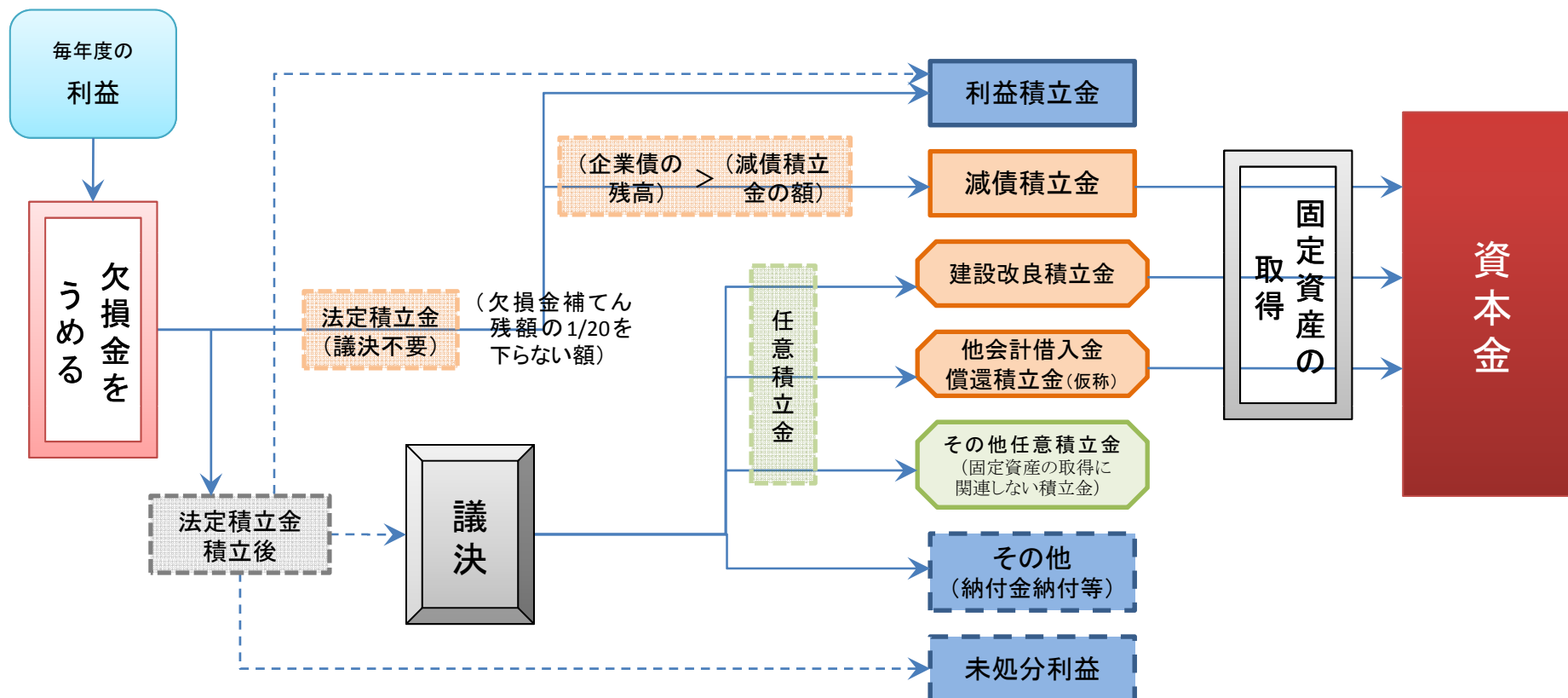
P/L



利益処分



自己資本造成



現行の資本剰余金の積立てと処分

- ◆ 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。
- ◆ 資本剰余金は、次の場合を除くほか、処分することができない。
 - 資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産でみなし償却により減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。(令24条の2)
 - 利益積立金及び特定目的積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額がある場合は、議会の議決を経て、資本剰余金(上述の取り崩すことのできる部分を除く。)をもってうめることができる。(令24条の3②)

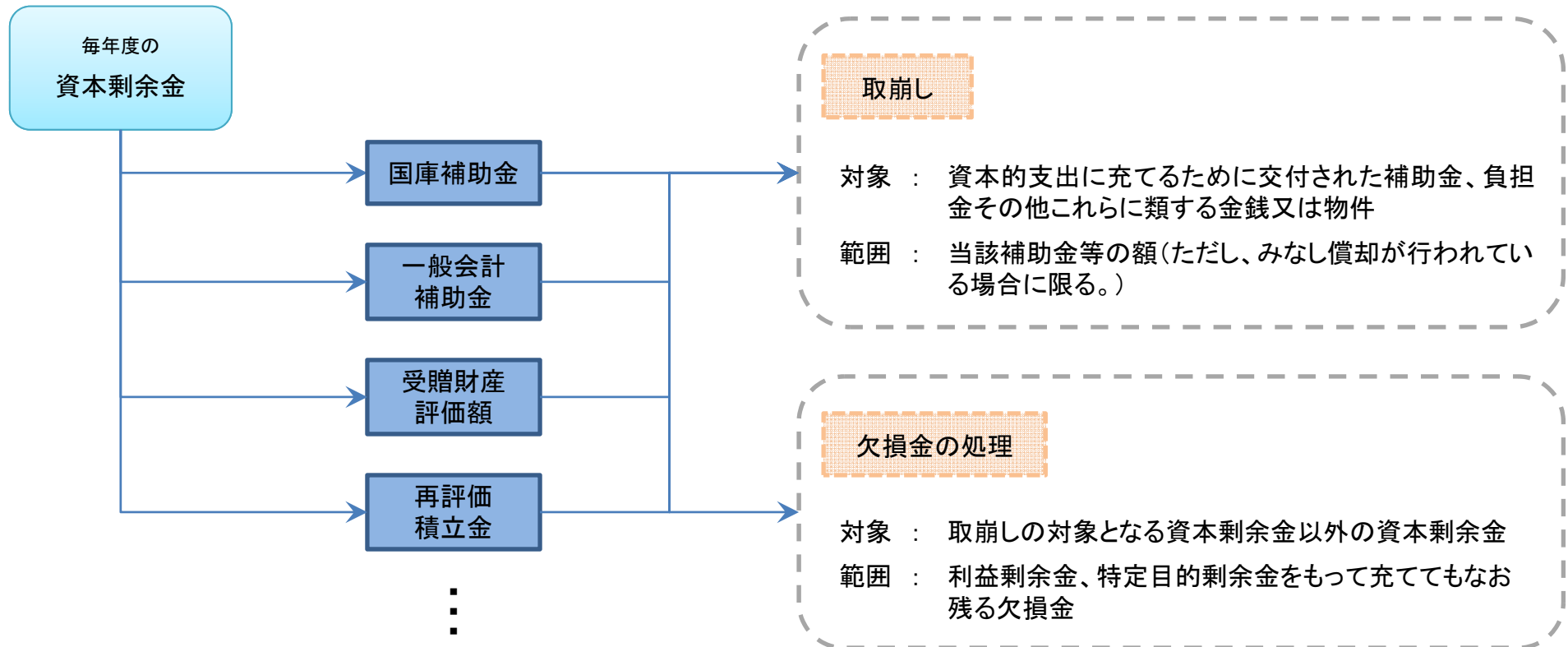
資本取引



積立て



処分



設備								建 物	種 類
建物 附属 設備	の 木 骨 モ ル タ ル 造 の も の	の 木 造 又 は 合 成 樹 脂 造 の も の	に メ ー ト ル 厚 が 三 ミ リ 以 下 の も の に 限 る 。～	金 属 造 の も の （ 骨 格 材 の 肉 厚 が 三 ミ リ 以 下 の も の に 限 る 。～	金 属 造 の も の （ 骨 格 材 の 肉 厚 が 三 ミ リ 以 下 の も の に 限 る 。～	金 属 造 の も の （ 骨 格 材 の 肉 厚 が 四 ミ リ 以 下 の も の に 限 る 。～	ブ レ ン が 造 、 石 造 又 は ブ ロ ツ ク 造 の も の	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 又 は 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 の も の	構 造 又 は 用 途
主 と し て 金 属 製 の も の そ の 他 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 延 べ 面 積 の う ち に 占 め る 木 造 内 装 部 分 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 延 べ 面 積 の う ち に 占 め る 木 造 内 装 部 分 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の そ の 他 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	飲 食 店 用 又 は 貸 席 用 の も の 延 べ 面 積 の う ち に 占 め る 木 造 内 装 部 分 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の そ の 他 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の 旅 館 用 又 は ホ テ ル 用 の も の 延 べ 面 積 の う ち に 占 め る 木 造 内 装 部 分 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の そ の 他 の 面 積 が 三 割 を 超 え る も の 魚 市 場 用 又 は と 畜 場 用 の も の 公 衆 浴 場 用 の も の	細 目
— 八 五	— — — — — 一 五 五 九	— — — — — 二 七 七 〇	— — — — — 五 七 九 九	— — — — — 二 二 二 二 二 九 四 五 五	— — — — — 二 二 三 三 三 七 九 一 —	— — — — — 三 三 三 三 三 〇 四 六 八	— — — — — 三 三 三 三 三 一 八 九 —	— — — — — 四 三 — 四	耐 用 年 数 （ 年 ）

機械及び装置										車両及び運搬具	構築物	
下水道用のもの	娯楽業用設備	浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	倉庫業用設備	総合工事業用設備	利採取業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	特殊自動車（この項には機械及び装置の含まない。）	下水道のもの	庭園 引湯管
ポンプ設備 滅菌設備 計量器 荷役設備 処理機械設備 その他 主として金属製のもの 主として木造のもの	遊園地用設備									救急車及びレントゲン車 モータースイーパー及び除雪車 トラックミキサー、レッカーその他 特殊車を架装したものがニリットル以下のもをいう。） 小型車（総排気量がニリットル以下のもをいう。）	下水管渠、人孔及び枳 阻水扉及び防潮扉 処理設備 処理設備附属管弁 送泥管 濾床 消化槽 ガス槽	
一 八七	七	一 三	八	一 〇	一 四	一 二	六	六	六	四三 四五	三 〇 四 〇 四 〇 三 〇 三 五 三 〇 五 〇 〇	一 二 〇 〇

地方公営企業の資本構成（平成20年度 地方公営企業決算状況調査より）

参考資料7

（単位：百万円）

項目	全事業	水道	工業用水道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
資産合計	87,072,984 (100%)	31,221,889 (100%)	2,426,726 (100%)	7,211,929 (100%)	700,814 (100%)	290,752 (100%)	6,793,263 (100%)	31,713,135 (100%)	6,714,477 (100%)
固定資産	77,346,991 (88.8%)	28,567,412 (91.5%)	2,200,846 (90.7%)	6,854,645 (95.0%)	525,805 (75.0%)	221,841 (76.3%)	5,381,580 (79.2%)	30,948,463 (97.6%)	2,646,400 (39.4%)
土地造成	3,179,702 (3.7%)	-	-	-	-	-	-	-	3,179,702 (47.4%)
流動資産	6,406,698 (7.4%)	2,644,750 (8.5%)	225,831 (9.3%)	351,994 (4.9%)	175,009 (25.0%)	67,084 (23.1%)	1,294,725 (19.1%)	761,576 (2.4%)	885,729 (13.2%)
繰延勘定	139,593 (0.2%)	9,727 (0.0%)	50 (0.0%)	5,290 (0.1%)	0 (0.0%)	1,827 (0.6%)	116,958 (1.7%)	3,095 (0.0%)	2,646 (0.0%)
負債合計	6,561,148 (7.5%)	1,446,671 (4.6%)	258,437 (10.6%)	2,114,256 (29.3%)	40,353 (5.8%)	31,052 (10.7%)	791,363 (11.6%)	908,064 (2.9%)	970,952 (14.5%)
固定負債	4,359,287 (5.0%)	866,144 (2.8%)	223,850 (9.2%)	1,769,219 (24.5%)	26,885 (3.8%)	16,516 (5.7%)	240,939 (3.5%)	501,003 (1.6%)	714,731 (10.6%)
流動負債	2,201,860 (2.5%)	580,526 (1.9%)	34,587 (1.4%)	345,037 (4.8%)	13,468 (1.9%)	14,536 (5.0%)	550,423 (8.1%)	407,061 (1.3%)	256,221 (3.8%)
資本合計	80,511,836 (92.5%)	29,775,218 (95.4%)	2,168,289 (89.4%)	5,097,673 (70.7%)	660,461 (94.2%)	259,700 (89.3%)	6,001,901 (88.4%)	30,805,071 (97.1%)	5,743,524 (85.5%)
資本金	53,315,213 (61.2%)	17,937,994 (57.5%)	1,250,936 (51.5%)	5,037,046 (69.8%)	543,592 (77.6%)	220,051 (75.7%)	6,505,953 (95.8%)	17,062,839 (53.8%)	4,756,803 (70.8%)
自己資本金	20,181,418 (23.2%)	8,175,003 (26.2%)	578,022 (23.8%)	1,861,198 (25.8%)	393,795 (56.2%)	77,856 (26.8%)	2,574,396 (37.9%)	3,948,788 (12.5%)	2,572,361 (38.3%)
組入資本金	7,540,792 (8.7%)	4,194,730 (13.4%)	323,478 (13.3%)	59,960 (0.8%)	385,010 (54.9%)	70,392 (24.2%)	232,090 (3.4%)	694,802 (2.2%)	1,580,330 (23.5%)
借入資本金	33,133,795 (38.1%)	9,762,991 (31.3%)	672,914 (27.7%)	3,175,849 (44.0%)	149,797 (21.4%)	142,195 (48.9%)	3,931,557 (57.9%)	13,114,051 (41.4%)	2,184,442 (32.5%)
剰余金	27,196,623 (31.2%)	11,837,225 (37.9%)	917,353 (37.8%)	60,626 (0.8%)	116,869 (16.7%)	39,648 (13.6%)	△ 504,052 (-7.4%)	13,742,232 (43.3%)	986,722 (14.7%)
資本剰余金	30,148,076 (34.6%)	11,119,580 (35.6%)	903,875 (37.2%)	2,164,188 (30.0%)	49,923 (7.1%)	75,666 (26.0%)	1,515,230 (22.3%)	13,855,609 (43.7%)	464,005 (6.9%)
利益剰余金	△ 2,951,453 (-3.4%)	717,645 (2.3%)	13,478 (0.6%)	△ 2,103,562 (-29.2%)	66,946 (9.6%)	△ 36,018 (-12.4%)	△ 2,019,282 (-29.7%)	△ 113,377 (-0.4%)	522,717 (7.8%)
自己資本構成比率	54.4%	64.1%	61.6%	26.6%	72.9%	40.4%	30.5%	55.8%	53.0%
剰余金を控除した自己資本構成比率	23.2%	26.2%	23.8%	25.8%	56.2%	26.8%	37.9%	12.5%	38.3%

【自己資本構成比率(%) = (自己資本金 + 剰余金) / 負債資本合計 × 100】

地方公営企業法第 32 条、第 32 条の 2 及び第 39 条の 2 の改正

○ 地方公営企業法第 32 条及び第 32 条の 2

	資本金の処分	資本剰余金の処分	利益の処分
現行	不可	政令で定める場合を除き不可	積立義務のほか議決により可能
改正案	議決により可能	条例又は議決により可能	条例又は議決により可能

○ 地方公営企業法第 39 条の 2

企業団の監査委員の定数に関する規定（39 条の 2 第 5 項）は、廃止する。

【地方分権改革推進計画（抄）】

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

(2) 地方公営企業法（昭 27 法 292）

- ・利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務（32 条 1 項）、減債積立金等の使途に係る規定（同条 3 項、4 項）、資本剰余金の源泉別の積立に係る規定（同条 5 項）及び資本剰余金の使途に係る規定（同条 6 項）は、廃止し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。また、議会の議決を経て、資本金の額の減少を行うことができることとする。
- ・欠損の処理の規定（32 条の 2）のうち繰越しに係る政令委任規定は、廃止する。
- ・企業団の監査委員の定数に係る規定（39 条の 2 第 5 項）は、廃止する。

公営企業の概念図

地財法第 5 条第 1 号に規定する公営企業

- (例) ・産業廃棄物処理施設整備事業 (非適用)
 ・ケーブルテレビ事業 (非適用) 等

地財法第 6 条に規定する公営企業 (特会設置義務)

地公企法第 2 条に規定する公営企業

- ・交通 (船舶)
- ・簡易水道
- ・港湾整備
- ・市場
- ・と畜場
- ・観光施設
- ・宅地造成
- ・公共下水道

当
然
適
用
事
業

- ・水道
- ・工業用水道
- ・交通 (軌道)
(自動車)
(鉄道)
- ・電気
- ・ガス
- ・病院

(例)

- ・交通 (船舶)
- ・簡易水道
- ・公共下水道
- ・駐車場整備等
- ・その他
(有線放送等)

任
意
適
用
事
業

決算状況調査の対象としているもの

- ・介護サービス
- ・有料道路
- ・駐車場整備

※ その他新地方公営企業会計手法の活用が考えられるもの
 大規模公共施設、県行造林事業、空港整備事業、公営競技

公営企業における会計処理の現状についての調査結果

● 調査概要

本調査は、実際に公営企業を営む地方公共団体に対し、今後の研究会での議論の参考とするため、会計処理の現状を把握するために調査したものである。

● 調査名

「公営企業における会計処理の現状についての調査」
(平成21年9月18日事務連絡にて照会)

● 調査対象

法非適用企業を含む全公営企業会計
(特別会計を設置している介護サービス事業、有料道路事業、駐車場整備事業を含む。)

● 調査期間

平成21年9月18日～10月14日

● 有効回答数(会計数)

7,570会計(法適用会計2,699会計、法非適用会計4,871会計)

1. 借入資本金関係

(単位:億円)

事業名	(資産)－(負債)－(借入資本金)		一般会計等からの負担等見込額を加算	
	会計数	金額	会計数	金額
工業用水道事業	2	▲ 45	1	▲ 1
交通事業	6	▲ 451	4	▲ 244
ガス事業	1	▲ 5	1	▲ 5
病院事業	67	▲ 1,159	13	▲ 248
観光施設事業	5	▲ 42	5	▲ 41
宅地造成事業	2	▲ 172	2	▲ 89
介護サービス事業	1	▲ 2	1	▲ 2
その他事業	2	▲ 20	2	▲ 20
総計	86	▲ 1,896	29	▲ 650

(単位:億円)				
	(資産)-(負債)-(借入資本金)		一般会計等からの負担等見込額を加算	
	100億円超	3 会計	▲ 763	2 会計
50億円超	5 会計	▲ 314	1 会計	▲ 59
10億円超	30 会計	▲ 638	10 会計	▲ 179
5億円超	17 会計	▲ 109	3 会計	▲ 16
1億円超	25 会計	▲ 69	10 会計	▲ 25
1億円未満	6 会計	▲ 4	3 会計	▲ 1
総計	86 会計	▲ 1,896	29 会計	▲ 650

2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等関係

貴企業会計において、みなし償却をしている資産を保有していますか？

	みなし償却 している	みなし償却 していない
水道事業	684 会計	700 会計
工業用水道事業	85 会計	61 会計
交通事業	40 会計	15 会計
電気事業	27 会計	1 会計
ガス事業	20 会計	11 会計
病院事業	346 会計	294 会計
簡易水道事業	12 会計	12 会計
港湾整備事業	2 会計	4 会計
市場事業	14 会計	1 会計
と畜場事業	会計	1 会計
観光施設事業	13 会計	46 会計
宅地造成事業	10 会計	29 会計
下水道事業	160 会計	17 会計
有料道路事業		
駐車場整備事業	4 会計	5 会計
介護サービス事業	11 会計	28 会計
その他事業	12 会計	34 会計
	1,440 会計	1,259 会計

3. 引当金関係

(1) 引当金の状況

貴企業会計において、引当ては行っていますか？

また、「その他の引当金」に該当するものがある場合は当該引当金の名称を記入してください。

	計上している会計数
修繕引当金	1,123 会計
退職給与引当金	731 会計
その他の引当金	69 会計
↳	濁水準備引当金、業務引当金、賞与引当金 …等

(2) 退職給付引当金

※ 法非適用を含めた全公営企業会計が調査対象

- ① 退職給付引当金を計上することとした場合、貴企業会計において必要となる計上額はいくらですか？

※ 期末要支給額を計上する方法(いわゆる「簡便法」。)によることができます。

※ 期末要支給額とは、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって自主退職したと仮定した場合に支払うべき退職給与金の額をいいます。

水道事業	449,904	百万円
工業用水道事業	18,845	百万円
交通事業	186,885	百万円
電気事業	15,358	百万円
ガス事業	11,315	百万円
病院事業	847,152	百万円
簡易水道事業	7,754	百万円
港湾整備事業	5,753	百万円
市場事業	17,513	百万円
と畜場事業	3,856	百万円
観光施設事業	3,596	百万円
宅地造成事業	19,227	百万円
下水道事業	464,139	百万円
有料道路事業	23	百万円
駐車場整備事業	188	百万円
介護サービス事業	14,083	百万円
その他事業	4,367	百万円
総計	2,069,958	百万円

- ② 貴事業会計における職員の平均残余勤務年数[※]は何年になりますか？

※ 平均残余勤務年数 = 定年退職年齢 - 職員の平均年齢

平均残余勤務年数	17.3 年
----------	--------

- ③ 退職給与の支払いについて、現在、例えば、各会計の在職期間に応じた退職給与見合い額の繰出しを行うなど、職員の人事異動に伴う一般会計との負担区分は設定していますか？

設定あり	783 会計
設定なし	6,295 会計

- ④ 一般会計との負担区分を設定していると回答した事業会計について、その負担区分はどのように設定していますか？

各会計の在職期間に応じた退職給与見合い額を負担	546 会計
<u>その他</u>	237 会計
→ 全額一般会計にて負担(90会計)、退職時の在籍会計にて全額負担、給与の支給期間が最も長い会計で全額負担 …等	

4. 繰延勘定関係

貴事業会計において、繰延勘定に計上している項目はありますか？

以下の項目から、繰延勘定として整理しているものを選択してください。

また、「その他」に該当するものがある場合は当該繰延勘定の名称を記入してください。

	計上している会計数
企業債発行差金	87 会計
開発費	348 会計
試験研究費	75 会計
退職給与金	178 会計
控除対象外消費税額	361 会計
<u>その他</u>	74 会計
→ 災害損失、調査費 …等	

5. リース取引に係る会計基準関係

貴企業会計における、ファイナンス・リース取引について、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引について、その内容を記入してください。

	リース取引がある会計数
水道事業	386 会計
工業用水道事業	9 会計
交通事業	22 会計
電気事業	5 会計
ガス事業	13 会計
病院事業	301 会計
簡易水道事業	30 会計
港湾整備事業	2 会計
市場事業	9 会計
と畜場事業	4 会計
観光施設事業	21 会計
宅地造成事業	8 会計
下水道事業	122 会計
有料道路事業	
駐車場整備事業	16 会計
介護サービス事業	30 会計
その他事業	9 会計
総計	987 会計

(主なリース取引内容)
医療機器、電算システム(財務会計、料金算定、人事・給与…等)、
事務用、OA機器 …等

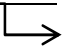
6. セグメント情報の開示関係

※ 法非適用を含めた全公営企業会計が調査対象

- (1) 貴企業会計において、一定の単位ごとの財務情報の開示を行っていますか？
- (2) 一定の単位ごとの財務情報の開示を行っている場合、その区分単位は何ですか？
(「水源別」、「病院別」、「路面電車とバス」など、実際に開示している区分の単位を記入してください。)

	開示を行っている会計数	区分単位
水道事業	120 会計	水系別、水源別、給水区域別 …等
工業用水道事業	18 会計	施設別、水源別、工業団地別 …等
交通事業	20 会計	路線別
電気事業	11 会計	事業別(水力・風力)、発電所別 …等
ガス事業	3 会計	供給区域別
病院事業	228 会計	病院別、事業別(医業、医業外、介護) …等
簡易水道事業	32 会計	水源別、施設別
港湾整備事業	2 会計	港湾種別
市場事業	9 会計	市場別
と畜場事業	4 会計	施設別
観光施設事業	18 会計	施設別
宅地造成事業	26 会計	施工地区別
下水道事業	102 会計	事業別(公共、特環、農集…等)・(雨水、汚水)
有料道路事業		供給区域別 …等
駐車場整備事業	19 会計	施設別
介護サービス事業	29 会計	施設別
その他事業	13 会計	
総計	654 会計	

- (3) 一定の単位ごとの財務情報の開示を行っている場合、その開示内容は何ですか？
以下の項目から、開示しているものについて記入してください。
また、「その他」に該当するものがある場合は当該開示内容を記入してください。

収益	572 会計
損益	524 会計
資産	345 会計
負債	380 会計
その他	178 会計
 資本、他会計からの繰入金、 業務量(有収水量、患者数、乗車数等) …等	

7. キャッシュ・フロー計算書関係

- (1) 貴事業会計において、現在、キャッシュ・フロー計算書を作成していますか？

作成している	382 会計
作成していない	2,306 会計

- (2) 作成している場合、その表示方法は直接法と間接法のどちらですか？

直接法	97 会計
間接法	279 会計
未回答	6 会計

8. 資本制度関係

貴事業会計において、任意積立金として積み立てている積立金がありますか？

任意積立金を積み立てている場合は記入してください。

また、その他に該当するものがある場合は当該任意積立金の名称を記入してください。

	計上している会計数
建設改良積立金	1,091 会計
※ 建設改良工事に充てるための積立金	
災害準備積立金	32 会計
※ 災害による不時の損失に備えるための積立金	
<u>その他の任意積立金</u>	335 会計
↳	庁舎建設積立金、医療機器等整備基金 …等